I 昨年と比べて変わった点(定額減税)

1 令和6年分所得税の定額減税の実施

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除(以下「**定額減税**」といいます。)が実施されています。

年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額(以下「**年調減税額**」といいます。)を算出し、年間の 所得税額の計算を行います。

(1) 年末調整の際に定額減税の対象となる人

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額(年末調整により算出された所得税額で、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。以下同じです。)から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

(注) 年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを確認する際には、基礎控除申告書などにより把握した合計所得金額を用います。

(2) 年調減税額の計算

年調減税額は、「本人 30,000 円」と「同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 30,000 円」との合計額となります。

年調減税額の計算に当たっては、「扶養控除等(異動)申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、 年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族(同一生計配偶者及び扶養親族 はいずれも居住者に限ります。)の人数を確認することになります。

なお、同一生計配偶者(居住者に限ります。)を年調減税額の計算に含めるためには、給与所得者が、 「配偶者控除等申告書 兼年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

【年調減税額】



(3) 年調減税額の控除

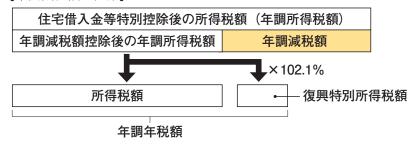
年調減税額の控除は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除後の所得税額(年調所得税額)から、 その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

(注) 年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、定額減税に関する事項の記載が必要となります。

「給与所得の源泉徴収票」等の法定調書の作成について詳しくは、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の 手引」を参照してください。

【年調減税額の控除】



2 年末調整の計算に当たっての注意点

上記1のとおり、令和6年分の年調年税額を計算する際には、年調減税額の控除を正しく行う必要があります。

なお、国税庁で作成している「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、年 調減税額の控除等の計算に対応していません。このため、年調減税額の控除等の計算に対応した①「令和 6年分年末調整計算表」^(注1) 又は②「年末調整計算シート(令和6年用)」^(注2) の様式等を別途利用するか、 ③「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」の余白部分等を用いることにより、年調減税額の控除を正 しく行った上で、年調年税額を算出するようにしてください。

- (注) 1 「令和6年分年末調整計算表」は、国税庁ホームページに掲載しています。 また、国税庁で作成している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」の裏面右側にも、 この計算表を記載しています。
 - 2 「年末調整計算シート(令和6年用)」(Excel) は、国税庁ホームページに掲載しています。 この年末調整計算シートを利用すると、年調減税額の控除等の計算の一部が自動計算されます。

【①令和6年分年末調整計算表】

K		- 3	D	1 10 10				
給料	· #	4 5	9 ()	Pl (3)				
質	4		9 ()	6				
	計		0	8				
給与所得	控除後の給4	う等の金!	(a)	所得金額期整控路の適用 有 ・ 無				
所 得 金	: 額 調 整 2017)×10%、マイ	控験を	(B) (B) (1918)(4(1)-07, 8(8(190,0009))	(※適用有の場合は※に記載) 配具者の合計所得金額				
船与所得技器	(後の絵写等の全) (① 一回)	(四長間報告保険料支払額						
社会保 給与	等からの控除	分(②+5	0) (2)	(門) ②のうち小規模企業表所等割金の会				
資料等 中告	による社会保険	利の控除が	B (3)	(門) のうち回接を金銭除料等の金銭				
控除額 申告:	よる小規模企業共享	等針全の控除	# 0	(P)				
生命保	散料の	控除	B (3	【定額減軽額の計算】 申合計所得金額が1,805万円を超				
地震保	散料の	控除	Mi B	る場合は定額減税を受けること できません。				
配包者	(49.81)	拉除	BI (2)	本人定額減税対象 □ 配開省定額減税対象 □				
扶養技除額7	しび除害者等の技	除額の合計	Ø 18	状要親族定額減税対象 (人) 定額減税額				
基 俊	-		E 09	(円) 原本人分30,000円+(配偶者+1				
所 得 投	: 除額の 10+13+16+1			美製版の人数)×30,000円 869-2機に記載				
签打牌税拾与用	所存金額 (0 − 9) B	び算出所得税	(I)	0				
(特定)	自改集等) 住宅	借入金等特別控除者	í Ø				
年凋所	得税额 (8 - 8 .	、マイナスの場合は0	9				
	24	36	t #4 8	1 29-2				
年		年調減税額控除後の年調所得税額($2i-\lceil 2i-2 \rfloor$ 、マイナスの場合は 0)						
	控除後の年間	所得税額 (※ヨー「※ヨー2」、マイナスの場合は0	9-3				
年調減税額			③-「③-2」、マイナスの場合は約 がマイナスの場合に記載	26-4				
年調減税額	((a) − Γa	- 2 J z	がマイナスの場合に記載	3)-4				
年調減税額 控 除 外 音	1 (2) - 「2) 乾額 (-2 z @ -	がマイナスの場合に記載 3 」 × 1 0 2 . 1 %	3)-4				
年調減税額 控除外名 年 調 年 差 引 月	11 (2) - [2) 税額 (11 送額	1 - 2 」 z 「 ⑩ - 又 は 7	がマイナスの場合に記載 3 」 × 1 0 2 . 1 %) @ -4) @ (10054#69ec)) @				
年間減税額 控除外倉 年 調 年 差 引 点	1 (金) - 「金 税額 (三 過 額 : 年最後の給	1-2」 z 「砂 - 又 は 7 与から微	がマイナスの場合に記載 3 J × 1 0 2 . 1 % F 足 額 (恋 - ®					
年調減税額 控除外倉 年 調 年 差 引 メ 本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	N 額 (N 額 (回 過 額 : 年最後の給 払給与に付	1-2」 z 「砂 - 又 は 7 与から微	がマイナスの場合に記載 3 J × 1 0 2 . 1 % F 足 額 (添 - ⑧ 取する税額に充当する金額 収の税額に充当する金額					
年調減税額 控除外倉 年 調 年 差 引 才 本 超過額 素	1 (母-「母 税額 (超過額 年最後の給 払給与に係 引 避 付 の 本 年	1-2」z 「砂 - 又 は 7 与から微 i る未微	がマイナスの場合に記載 3 J × 1 0 2 . 1 % F 足 額 (添 - ⑧ 取する税額に充当する金額 収の税額に充当する金額) %-4) & (100(4.8)(65°)) & (100(4.8)(65°) 1 & (100(4.8)(65°) 1 & (100(4.8)(65°)				
年調減税額 控除外倉 年 調 年 差 引 才 本 超過額 素	(母 - 「毎 脱額 (母 過 額 年最後の給 払給与に領 引 避 付	1-2] z 「砂- 又は R 与から微 i る未微 する 3	がマイナスの場合に記載 3) 96-4) © 10014808C)) © 1 © 1 ©				

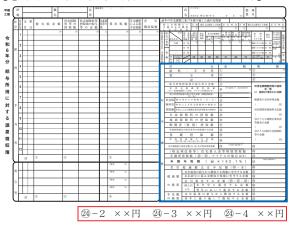
※年調減税額の控除等の計算に対応しています。

【②年末調整計算シート (令和6年用)】

	リガナ) : 名					備	考						
扶	区分		人数⑴	#	空除額((円)		区分		人数	(A)	控除額(円)	
	控除対象扶養新	族の人数	(A)					者特別障害 表別障害者		(E)			
除 の及	特定扶養親	族の人数	В					特別障害者		G			
	\sim	\sim	\sim	\sim	\subseteq		$\overline{}$	\sim				\sim	
毎	配偶	者(特別)	空除額	ì	10				<u></u>	5小規模:	企業力	キ済等掛金の金額	
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合			合計額	+額 18 0					(円)	
末		基礎控除額	礎控除額			19				③のうち国民年金保険料等の金			
	所得控除額の合計額				20					(円)	
調	差引課税給与				21)			0	22			0	
	(特定增改築等)住宅借入金等特別控除額							23					
整	年調所得税額							29			0		
	年調減税額						%-2						
		年調減税額控除後の年調所得税額						(B)−3 -			0		
	控除外額							3-4			0		
	年間年税額 (「②-3」×102.1%)							25			0		
	差引超過額又は不足額							26			0		
		いら徴り	牧収する税額に充当する金額				20						
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額						28					
	超過額の精算	差引還付する税額						29					
		同上のうち		本年中に還付する金額					30				
			翌年において還付する金額					(3))					

※年調減税額の控除等の計算に対応しています。

【③令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿】



※年調減税額の控除等の 計算に対応していません。

> ※ これらの様式は、国税庁ホームページの 「年末調整がよくわかるページ」

(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm) からご確認いただけます。

※余白部分などで年調減税額の控除等の計算をしてください。

本冊子「令和6年分 年末調整のしかた」に記載している情報のほかにも、様々な情報を国税庁ホームページに掲載していますので、そちらもご活用ください。

【掲載場所】https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm